

市民福祉委員会会議録

招 集

平成30年12月12日（水）本会議終了後 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）西川 章 三 （副委員長）伊藤 ひろえ
奥岩 浩 基 尾沢 三 夫 土光 均 戸田 隆 次
前原 茂 又野 史 朗

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 安東主任

協議案件

- ・参考人招致について

~~~~~

### 午後3時45分 開会

○西川委員長 ただいまより市民福祉委員会を開会いたします。このたびの市民福祉委員会は、参考人招致を議題といたします。

本日の本会議で当委員会に付託されました陳情2件につきまして、それぞれ陳情提出者等から委員会において説明をしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

陳情第23号「待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書」については、「鳥取の保育を考える会」会長石井由加利さん及び同会員の永見文子さんを、陳情第24号「米子市公立保育所統廃合・民営化に関する陳情書」については、「米子市公立保育所の統廃合・民営化を考える会」代表世話人柳瀬和子さんを、それぞれ参考人として招致することについて、皆さんにお諮りしたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

（「委員長、ちょっといいですか。」と土光委員。）

○土光委員 最初の陳情で2人の名前を言われましたよね。

○西川委員長 はい。

○土光委員 これ参考人招致だから、意見陳述、最初の陳情に関しては、お2人が意見を述べるということですか。

○西川委員長 ということです。

○土光委員 わかりました。

○西川委員長 会長の石井由加利さん及び同会員の永見文子さんということで、2人です。  
（「2人か、1人でええじゃないか」と声あり）

○戸田委員 会長の石井さんだけでええじゃないですか。

○西川委員長 皆さんの御意見で1人でということなら。

○前原委員 いいですか。

○西川委員長 前原委員。

○前原委員 今まで多分、お2人来られても1人しか話をしなかったことも多かったよう

な気が、まあ、2人のときも確かにあったと思うんですけど、違う団体というか、そういうことだった気がするんで、お1人でやっていただくと助かるなと思うんですが。

○**西川委員長** 同じ会ですから1人ということで。皆さん方の御意見ということで。

（「委員長いいですか。」と土光委員）

○**土光委員** その2人が陳述したいと明確に申し出ているんですか。

○**西川委員長** はい、そのとおりです。

○**土光委員** その2人でという理由は何かあるんですか。例えば、陳情の問題で、分野を分けて2人で陳述したいとか、そういう意向があるとか。

○**西川委員長** ちょっとそれはお聞きしてないんです。申し訳ない。

○**土光委員** 時間は簡潔にというのが原則で、しゃべる分野がそれぞれ、例えば担当とか何かで、分けてしゃべりたいという明確な理由があれば私はいいと思うんですけど。

○**西川委員長** その説明は事務局から。

○**安東議会事務局主任** 失礼します。代表の石井様からお2人でということで申し出があったんですけども、御説明のあと、先ほど土光委員がおっしゃったように、分野を分けて、得意、不得意があるということで、それに対応できるように2人で参加したいということではおられました。

○**西川委員長** という御意見なんですけれど。

○**土光委員** 認めれば認めてもいいと私は思います。

○**戸田委員** 私は、前原委員がおっしゃるように、やはりこの陳情された趣旨、目的は一緒なものですから、得意、不得意はあるかもしれませんが、やはり、そういうものは併合されて陳情の方が1人で私は説明すべきだと思いますよ。それが本来のあり方じゃないでしょうかね。全く全然違った団体ということではないでしょうかから、1人で私はいいと思いますけどね。

○**西川委員長** ほかの委員さんからもお聞きしてよろしいですか。

又野委員。

○**又野委員** 確かに話す内容が違うのでしたら、お2人で話してもらってもいいかと私は思います。

○**西川委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** お話がありましたけども、同じ団体さんですので、その辺は事前にお話ができていると考えますので、お1人でも十分ではないかなとは思いますが。

○**西川委員長** 尾沢委員。

○**尾沢委員** できればお1人。

○**西川委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 私も1人でいいと思うんです。そのほかの分野が違ってたって1人が代表で話せばいいと思うんですけど、でももし、議員から質問があつて答えられないなんていうようなことがあれば、同行されて控えていらっしゃるのはいいんじゃないかなと思います。

○**西川委員長** わかりました。では、前原さんと土光さんは意見は聞きましたので、まことに申し訳ないですけど、このたびの「待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書」については、1人ということで、会長の石井由加利さんということで、事務局よろしいですね。

○土光委員 いいですか。

○西川委員長 はい。

○土光委員 伊藤委員の言われた、陳述は1人、でもその後、質疑が想定されるので、答えるという意味で同行というか、そういう意味でお2人は認めるということの。

○西川委員長 ではないです。

○土光委員 そうしたらいいんじゃないかと思うんですけど。それでどこか不都合がありますか。

○西川委員長 傍聴の方から手を挙げて御意見をもし言うなら、かまやしないと思うんですけどね。

○土光委員 私はそれぞれ分野が違って、2人がしゃべってもいいと思うんですけど、陳述は1人ということにしたとしても、あくまでも参考人としては2人招いて、意見陳述は1人だけをお願いしますという。

○西川委員長 それは参考人招致については、1人ということに決まりましたので。

○土光委員 いや、それを今決めようとしてるんでしょ。

○西川委員長 多くの皆さん方の御意見は、土光委員以外は1人ということですから。

○土光委員 陳述1人、2人は分かりましたけど、伊藤委員が言われた陳述は1人でも、質疑のことが想定されて、それはやっぱり聞かれたときに答えられる範囲が限られてたら、そのときは2人で答えて、そういう形で認めても私はいいのではないかと思ったので、皆さんいかがでしょうか、ということです。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 過去にも2人来られてという話もありましたので、来られるのは2人で、陳述されるのはお1人でも問題ないかと思えます。

○西川委員長 どうでしょう。皆さん。最初の説明は1人ということなんですけども。  
前原委員。

○前原委員 その辺はさほどこだわることではないと思えますので、陳述はお1人ということが原則ということをお願いしたいと思えます。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 事務局がどういうふうに承ったか私知らんけど、やはりこの陳情書を提出されるに当たっては、これ十分に理解した方がその意見を述べるということなんですよ。それを受けて、じゃあこの陳情書を議会に付議をしてということだと私は思うんですよ。それが、得意分野があって不得意分野でないということが、はたしてそれがベターなのかどうなのか。私はそこのところの受付のときもきちっと整理をされて、やはり意見書を提出するに当たって、これを作成するに当たって、それは根拠もあるでしょうし、社会情勢も十分に、世論なり、政治背景も十分に加味した上で、こういう意見書を提出していただきたいということで、私は陳情に来られると思うんですよ。私だったらそういうふうに理解しますけどね。そこのところ事務局も受けられるときにどういうふうな趣旨で、誰が述べられますか、どういうようなことで十分に議論した上でないと、私、得意分野がある、不得意分野がある、ということで私はなかなか、手続き上、問題があるのではないかな、ただ、今の、どうしても陳情者の方が分からんけん、そういう補助者って言ったらおかしいけど、同一の方がおられるというのは、これは私も了としますけど、本来なら私たちも勉

強して臨むし、そういう意見書を国に上げてくださってということが、分かる分野と分からない分野があるっていうのは、私はいかがなものかと思います。

○西川委員長 先灘議会事務局長。

○先灘議会事務局長 受付のときには、発言される方は最初お1人、もう一方は随行という失礼ですけども、万が一、質問がある場合にお答えいただけない場合があると、この陳情書の内容を正確に把握していただくためにもやはり2人出ていただくっていう部分が向こうのお考えだったようです。申し出は確かに2人ですが、条例上は必要があつて委員会で呼ぶということになりますので、必要性を御議論いただきまして、お1人ならお1人を呼びますよっていうことを決めていただくということで、よろしいかと思うんですが、問題は陳情書の内容を委員の皆様が聞かれて正確に把握して御判断いただける場をもっていただけるというところが参考人の大きな目的でございますので、そこを御判断いただければと思います。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 1人参考人として、あとはうちのほうが質問があれば受けていただくということで私は了としたいと思います。

○土光委員 要は今の戸田委員が言われたのは、ここに2人座っていただいて陳述は1人と、ただ質疑でもう1人の方が答えられることを検討する。そういう扱いをするということですか。

(「はい。」という声)

わかりました。

○西川委員長 よろしいですかね。以上をもちまして市民福祉委員会を閉会します。

**午後3時56分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

市民福祉委員長 西川章三